

第1号議案

東谷中学校サポート隊規約

第1条（名称及び事務所）

本会は東谷中学校サポート隊（以下「サポート隊」という）といい、事務所を東谷中学校に置く。サポート隊は前東谷中学校PTAの活動意思及び会計を受け継ぐ任意団体である。

第2条（目的及び方針）

サポート隊は、子どもたちの健全な教育環境を維持するため、本校に在籍する保護者、学校、地域団体と連携し、できる範囲で学校運営のサポート活動を行う。

第3条（会員資格）

本会の活動趣旨に賛同し、年度当初、マチコミ登録申込を行った者、及び、協力金に同意した者とする。

第4条（協力金）

協力金は、年1,000円とし、年度当初、同意した者から徴収する。

第5条（総会開催）

(1) サポート隊は、年度当初に通常総会を開催し、会員の過半数（委任状含む）をもって成立する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。尚、災害時や感染症の発生時など、書面、または、電磁的（SNS）方法による議決を行使することができる。

(2) 総会において、次のことを審議・決議する。

- ・規約の改訂
- ・事業報告、会計・監査報告
- ・事業案、会計案
- ・その他必要な事項の決議

第6条（決議）

会員の過半数（委任状含む）の同意をもって決議する。尚、書面または電磁的（SNS）による議決を行う場合において、議決権を行使されない会員は議案に同意したものとする。

第7条（サポートスタッフ）

サポート隊には、次のスタッフを置く。

- ・隊長…1名
- ・事務…10名以下
- ・会計…1名

第8条（選任）

サポートスタッフは、立候補により選出する。

第9条（任期）

サポートスタッフの任期は1年、年度初め（4/1）から年度末（3/31）とする。ただし、再任を妨げない。

第10条（ボランティアスタッフの募集・活動）

サポートスタッフは、活動内容、ならびに、活動に応じたボランティアスタッフを募ることができる。活動内容については、サポートスタッフで協議し、最終的に隊長が決定する。

第11条（サポートスタッフ・ミーティング）

- ・隊長は、必要に応じて、サポートスタッフを召集し、ミーティングや運営を行う。
- ・サポートスタッフは、サポート隊の運営を円滑に行えるよう努め、ボランティアスタッフに円滑に活動を行ってもらえるよう支援に努める。

第12条（会計）

- ・サポート隊は、協力金及びその他の収入をもって運営する。
- ・サポート隊の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第13条（会計監査）

- ・会計監査は、年1回、決算終了後に行う。
- ・会計監査役は、前年度サポートスタッフより、2名選出する。

第14条（学校との連携）

サポート隊の運営は、学校との連携が必要不可欠であることから、都度、学校と協議・連携し、子どもたちの健全な教育環境を維持するものとする。

付則

この規約は、昭和 60 年 2 月 18 日に施行する。

この規約は、平成 3 年 5 月 15 日に施行する。

この規約は、平成 9 年 5 月 29 日に施行する。

この規約は、平成 18 年 2 月 15 日一部改正

この規約は、平成 24 年 2 月 7 日一部改正

この規約は、平成 29 年 3 月 1 日一部改正

この規約は、令和 2 年 5 月 10 日に施行する。

この規約は、令和 3 年 5 月 15 日一部改正